

## 【主要部分の日本語仮訳】

### 「仏暦2548年非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令) 第9条に基づく決定事項 (第6号)

3月26日付のタイ王国全土を対象とした非常事態宣言の発令, 及び5月1日から5月31日まで同宣言の適用を延長した件に関し, 非常事態令第9条及び仏暦2534年国家行政規則法第11条に基づき, 首相は一般的な決定事項, 及び全ての当局職員の行動規則として, 次のとおり発表する。

#### 第1項 活動・業務の緩和

外出の抑制, 感染予防の諸措置や当局の指導という制約の下で行われてきた国民の経済活動や日常生活について, これらを緩和することは, 運動や健康増進を含め, 感染予防の一方策である。

これまで当局により活動が認められてきた, もしくは推奨されてきた施設や業務については, 3月25日付の決定事項第1号に基づき従来どおり活動することが出来る。また, これまでの決定, 告示もしくは指令によって閉鎖もしくは一時的に制限, ないしは条件付で緩和されてきた施設や業務について, 緩和の第1段階として, 5月3日以降, タイ王国全土において, 以下の内容について活動を認める。

#### (1) 経済上の業務及び日常生活を送るための活動

(ア) ホテル, 空港, 駅, 停車場, 病院, 食堂・飲料販売店舗, コンビニ, 屋台, 歩き売り, 路上店舗, これらにおける飲食の販売(但し, 娯楽施設, パブ, バーを除く)は, 別の場所に持ち帰って飲食するために営業することを認めるが, 仮に店内での飲食を行う場合は, 感染予防の諸措置及び当局による指導に従わなければならない。

酒類を販売する食堂・飲料販売店舗に関しては, 店内での酒類の摂取を禁ずる。

(イ) デパート, ショッピングセンター, コミュニティモールに関しては, スーパーマーケット, 医薬品, 日常生活に必要な商品の販売を行う部分, 通信機器の小売り, 銀行, 当局関係の施設に限り, 営業を認める。食堂に関しては, 別の場所に持ち帰って飲食するためにのみ, 営業を認める。

(ウ) 小売り及び卸売り店, 市場, 水上市場, 及び定期市に関しては, 店員及び来店者の検温といった出入り口での管理, 及び店内や会計場所での物理的距離の確保といった措置を行った上での営業を認める。

(エ) 男女向けのいずれを問わず, 美容増進施設や理髪店に関しては, シャンプー, カット, 調髪, 理髪に限り営業を認める。この場合, 店内での順番待ちを行わない。

#### (2) 運動もしくは健康増進のための活動

(ア) 病院, クリニック, 歯科, もしくは各種医療機関は, 定められた法規に従い営業を認める。

(イ)ゴルフ場、もしくはゴルフ練習場は営業を認めるが、見学者の同行や競争を行ってはならない。クラブハウス等の営業に関しては、上記(1)(ア)に従う。

(ウ)屋外の運動場に関し、テニス、馬術、射撃、弓術といった物理的距離を保ち、接触を避ける種目に限り認める。また、見学者の同行や競争を行ってはならない。クラブハウス等の営業に関しては、上記(1)(ア)に従う。

(エ)公園、屋外での活動を行う広場、運動施設、運動場、運動施設に関し、ウォーキング、ランニング、自転車、もしくは個人的に運動を行う行為に限り認める。見学者の同行や競争を行ってはならない。

(オ)ペットの世話、ペット・スパ、シャンプーやカット、飼育、ペットホテルの営業を認める。

第2項 上記第1項(1)もしくは(2)の所有者ないし管理者は、施設や機器を清潔に保ち、物理的距離の確保、衛生用マスクの着用、検温等、感染予防のためにバンコク都知事、各県知事、もしくは当局者によって定められた措置を実施する義務を負う。また、来訪者や来訪時間を制限し、その場所で複数名が滞留することがないようにしなければならない。

当局者は、現場を視察、指示を与える、もしくは注意喚起や営業停止の指示を常時行う。感染予防の観点から危険な行為が行われていると判断される場合、感染症法により権限を付与された者に通報が行われ、施設の閉鎖が行われる場合もある。

以上の内容は、仏暦2563年(西暦2020年)5月3日以降適用される。

仏暦2563年5月1日  
プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相